

高知県災害時歯科保健医療提供体制整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県災害時歯科保健医療提供体制整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、災害時における歯科保健医療の提供体制を確保することを目的として、歯科医療又は口腔ケア等の歯科保健活動の実施に必要なポータブルユニット（携帯型歯科用ユニット）等の器具及び機材を整備する事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費を予算の範囲内で補助するものとする。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、災害時歯科保健医療提供体制整備事業実施要綱（令和2年4月1日付け医政発0401第36号厚生労働省医政局長通知）に基づき災害時に避難所等で歯科保健医療を提供することができる関係団体である（一社）高知県歯科医師会とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次に定めるところにより算出された金額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の第2欄に定める基準額と同表の第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の変更を除く。）を要する場合は、別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の

執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）は、別記第3号様式により速やかに、知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等。以下同じ。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (10) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (11) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従うこと。
- (12) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (13) 県税の滞納がないこと。
- (14) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（補助金の概算払）

第7条 知事は、必要があると認めるものについて補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるこ

とができる。

- (1) 補助事業者が規則及びこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当であると認めたとき。
- (5) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(補助事業の実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度4月10日までとする。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第9号まで、第8条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1 (第 4 条関係)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
災害時歯科保健医療提供体制整備事業	1箇所当たり 500万円	避難所等における歯科保健活動の実施に必要な医療機器等購入費 但し、携帯型歯科用ポータブルユニットについては必ず整備すること	定額

別表第2（第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式(第5条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

(補助事業者住所及び名称並びに代表者氏名) 印
生年月日

令和2年度高知県災害時歯科保健医療提供体制整備事業費補助金交付申請書

高知県災害時歯科保健医療提供体制整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額 金 円

2 経費所要額調(別紙1のとおり)

3 事業計画書(別紙2のとおり)

4 添付書類

(1)見積書

(2)歳入歳出予算書(見込み)の抄本(別紙3のとおり)

(3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、参考となる書類

(4)県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税の納付義務がない旨の申立書

補助金振込先 銀行名 支店

口座名義人(カナ)

種別(当座・普通)

口座番号

経費所要額調

補助事業者名

区 分	総事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差引き額 (A) - (B) C	対象経費の 支出予定額 D	基 準 額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	

※(F)の選定額は、(D)と(E)を比較していずれか少ない方の金額とする

※(G)の補助金所要額は、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた金額とする

別紙2

事業計画書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1 補助対象事業分				円	円		
小計	—	—	—	—		—	
2 補助対象外事業分				円	円		
小計	—	—	—	—		—	
合計	—	—	—	—		—	

※設置場所ごとにシートを分けて記載

第2号様式(第6条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

(補助事業者住所及び名称並びに代表者氏名) 印

令和2年度高知県災害時歯科保健医療提供体制整備事業変更(中止・廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました上の事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、高知県災害時歯科保健医療提供体制整備事業費補助金交付要綱第6条第1号(第2号、第3号)の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)理由及びその理由
- 2 経費所要額調(別記第1号様式の別紙1のとおり)
- 3 事業計画書(別記第1号様式の別紙2のとおり)
- 4 添付書類
 - (1)歳入歳出予算書(見込み)の抄本
 - (2)(1)に掲げるもののほか、参考となる書類

第3号様式(第6条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

(補助事業者住所及び名称並びに代表者氏名) 印

令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定がありました
令和2年度高知県災害時歯科保健医療提供体制整備事業費補助金について、高知県災害時
歯科保健医療提供体制整備事業費補助金交付要綱第6条第9号の規定により、下記のとおり報告
します。

記

- 1 高知県災害時歯科保健医療提供体制整備事業費補助金交付要綱第6条第9号に基づく額の
確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要
補助金返還相当額)

金 円

(注):参考となる書類(金額の積算の内訳等)を添えてください。

第4号様式(第7条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

(補助事業者住所及び名称並びに代表者氏名) 印

令和2年度高知県災害時歯科保健医療提供体制整備事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定(変更の決定)通知がありました補助金について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう、高知県災害時歯科保健医療提供体制整備事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残 額	円

振込先

金融機関

口座番号

口座名義

第5号様式(第9条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

(補助事業者住所及び名称並びに代表者氏名) 印

令和2年度高知県災害時歯科保健医療提供体制整備事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定の通知がありました事業が完了しましたので、高知県災害時歯科保健医療提供体制整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 経費所要額精算書(別紙1のとおり)
- 2 事業実績報告書(別紙2のとおり)
- 3 添付書類
 - (1)当該事業に係る歳入歳出決算書(見込み)の抄本(別紙3のとおり)
 - (2)補助事業の概要を示す写真
 - (3)契約書の写し、検収調書の写し
 - (4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、参考となる書類

経費所要額精算書

補助事業者名

区 分	総事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差 引 額(A) -(B) C	対象経費の 実支出額 D	基 準 額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G	補助金交 付決定額 H	補助金額 (G)(H)の 少ない額 I	補 助 金 受入済額 J	補 助 金 請 求 額 (I)-(J) K	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

※(F)の選定額は、(D)と(E)を比較していずれか少ない方の金額とする

※(G)の補助金所要額は、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた金額とする

別紙2

事業実績報告書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1 補助対象事業分				円	円		
小計	—	—	—	—		—	
2 補助対象外事業分				円	円		
小計	—	—	—	—		—	
合計	—	—	—	—		—	

※設置場所ごとにシートを分けて記載

